

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	平成30年度第4回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	平成31年 3月27日(水曜日) 午後1時30分～午後2時20分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 内田 裕子 岩崎 万智子 藤巻 眞理子 青木 節子 阿部 達哉 田中 孝之 谷崎 美智子 野辺 明子 事務局職員 行政透明推進課長 天野 明紀 行政透明推進課課長補佐 川瀬 智幸 行政透明推進課主任 豊田 康平 行政透明推進課主事 加藤 友香
5 欠席者名	桑原 菜津子
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 要配慮個人情報の収集について (事務の名称 国民健康保険被保険者証の作成・交付事務及び被保険者資格管理事務) 【報告】 (1) 個人情報取扱事務の報告について (2) 平成29年度 情報公開・個人情報保護制度運用状況について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人

9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118 (直通)
11 その他	

会 議 録

会 議 名：平成30年度第4回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：平成31年3月27日（水）

開催時間：午後1時30分から午後2時20分まで

開催場所：ときわ会館 5階 小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子
岩崎 万智子 桑原 菜津子（欠席）
藤巻 真理子 青木 節子
阿部 達哉 田中 孝之
谷崎 美智子 野辺 明子

議 題

【議案】

（1）議案第7号 要配慮個人情報の収集について

（事務の名称 国民健康保険被保険者証の作成・交付及び被保険者資格管理事務）

【報告】

（1）個人情報取扱事務の報告について

（2）平成29年度 情報公開・個人情報保護制度運用状況について

事 務 局：総務局総務部長

総務局総務部行政透明推進課長

総務局総務部行政透明推進課課長補佐兼行政透明推進係長

総務局総務部行政透明推進課主任

総務局総務部行政透明推進課主事

森山 成久（欠席）

天野 明紀

川瀬 智幸

豊田 康平

加藤 友香

発言者	発言内容
-----	------

1 開 会

事務局 本日はご多用のところ、委員の皆様にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから平成30年度第4回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、桑原委員から欠席の連絡をいただいております。本日の定足数ですが、定員10名のところ9名が出席となりますので、会議は成立しております。

なお、本日は傍聴を希望される方はいらっしゃいませんので、よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第でございます。

次に、平成31年度さいたま市情報公開・個人情報保護審議会開催日程表でございます。前回の審議会において日程案を配布いたしました。開催会場が決まりましたので、改めてお配りするものです。

次に、情報公開・個人情報保護制度運用状況 平成29年度版の冊子でございます。内容につきましては、後ほど担当からご説明を申し上げます。

また、既に委員の皆様へ送付させていただいております議案第7号の資料と報告事項の個人情報取扱事務の報告についての資料でございます。資料がない方はいらっしゃいませんか。

それでは、本日の議案は1件となります。これから議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長になることと規定しておりますので、よろしくお願いいたします。

2 議 題

議案第7号 要配慮個人情報の収集について

(事務の名称 国民健康保険被保険者証の作成・交付及び被保険者資格管理事務)

議長 年度末の忙しい中、ご苦労さまでございました。

それでは、第7号議案ですが、まずは「情報公開制度・個人情報保護制度の手引き」の119ページを見ていただきまして、そこに条例の中の定義が出ています。第2条と書いてありまして、(2)のところでは要配慮個人情報というものがあります。ここに行

政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報であると書いておりました、次に123ページを見てください。ここに第2号関係ということが書いてあって、要配慮個人情報とは不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように、その扱いに特に配慮を要するもので、行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定するものということで、こういうものが含まれるということが(1)から(11)まで並んでおります。

最後に、132ページを見ていただきますと、ここに書いてございまして、第5条第2項ということで、実施機関は要配慮個人情報を収集してはならないという原則があります。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでないということで、第1号は法令や条例に定めがある場合はいいですよということで、今回は第2号なのですが、実施機関が別に定めるさいたま市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いて、公益上特に必要があると認めるときということで、この要件に当たれば要配慮個人情報を収集できますよという規定であります。

今日はそのようなことで、公益上特に必要があるかどうかを判断するのが当委員会の仕事ということになるかと思います。よろしいでしょうか。

各委員

はい。

議長

それでは、実施機関に入っていたきたいと思います。

[実施機関（国民健康保険課、介護保険課）入室]

議長

ご苦労さまでした。それでは所属と職名をおっしゃっていただきたいと思います。

実施機関

介護保険課介護保険係長の小林と申します。よろしく願いいたします。

介護保険課主事の齋藤と申します。よろしく願いいたします。

国民健康保険課国保事業係長の南と申します。よろしく願いいたします。

国民健康保険課主事の福島と申します。よろしく願いいたします。

議長

ご苦労さまです。ご説明はどなたがなさいますか。

実施機関

私、介護保険課の小林が説明いたします。

議長

それではよろしく願いします。

実施機関

それでは、早速説明に入らせていただきます。要配慮個人情報の収集に関する意見照会につきまして、私からご説明させていただきます。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

初めに、被保険者証の交付事務について簡単にご説明させていただきます。交付対象者につきまして、国民健康保険被保険者証は、さいたま市国民健康保険に加入している被保険者全員に交付しております。介護保険被保険者証は、65歳以上である第1号被

保険者と要介護認定をお持ちの第2号被保険者に交付しております。被保険者証の用途ですが、国民健康保険被保険者証は、被保険者の健康保険の資格確認のため、また医療機関や調剤薬局を受診する際に提示する必要があるとございます。

一方、介護保険被保険者証は、被保険者の資格確認のため、またケアプランを作成するときや介護サービスを利用する際などにケアマネジャーや介護事業所に提示する必要があります。この交付事務に当たり、要配慮個人情報を収集する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。

では、お手元の資料をもとにご説明させていただきます。資料番号1ページから述べさせていただきます。

まず、要配慮個人情報を収集する目的についてです。厚生労働省より発出された通知により、性同一性障害を有する被保険者から、被保険者証等において通称名の記載を希望する旨の申し出があり、保険者がやむを得ないと判断した場合には、被保険者証等へ氏名のほか、通称名を記載することが可能となりました。本市においても、性同一性障害の方へ必要な配慮をするため、通知のとおり取り扱うことといたします。つきましては、被保険者が性同一性障害を有するか否か判断するために、要配慮個人情報である医師の診断書等の性同一性障害を有することを確認できる書類を収集するものです。

つきまして、要配慮個人情報を収集する対象者でございますが、性同一性障害を有し、被保険者証等へ通称名の記載を希望する国民健康保険被保険者及び介護保険被保険者でございます。

次に、個人情報の収集方法についてですが、被保険者証等へ通称名の記載を希望する被保険者は、性同一性障害を有することを確認できる書類を本市に提出し、本市において被保険者証等へ通称名を記載するか判断いたします。法律等による収集の根拠がない要配慮個人情報の収集に該当するものとなりますので、取り扱いにつきましてご審議をお願いするものでございます。

実施機関 　　つきまして、国民健康保険課から補足のご説明をさせていただきます。なお、本制度の国民健康保険としての利用実績は、平成29年8月31日に通知が発出されて以降、本市国民健康保険被保険者のうち、申し出により被保険者証に通称名を記載した対象者は2名おりました。こちらの2名につきましては、その後、戸籍上の氏名を変更したことによりまして、現在は解除となっております。そのため、現状といたしましては、通称名記載対象者はおりません。

　　以上で説明を終わりにいたします。ご審議のほどお願いいたします。

議長 　　ということでございますが、何かご質問等はございますか。

　　今、診断書と説明がありましたが、性同一性障害を確認できる書類というのは、あと

はどのようなものが考えられますか。

実施機関 主治医の診断書以外は想定していません。

国から発出された通知の中には、診断書を求めることと、その方が通称名で社会生活上、過ごしているということが確認できる書類を求めるように記載がありましたので、本市といたしましても郵便物などで確認をすることとしております。

議長 そうすると、資料1ページの1の目的の最後のところは、性同一性障害を有することを確認し、そのように社会生活をしていることを確認するということでしょうか。

実施機関 そうですね。

あと、補足になりますが、資料12ページが国の通知とともに、参考として国が提示してきた届出書になるのですが、こちらに記載があるとおりで、申出書には以下の書類を添えて下さいということで、医師の診断書と通称名が生活上、日常的に用いられているということを確認することになります。性同一性障害が原因で通称名を使うということを判断するために、まず診断書を確認し、実際にその通称名を使っているかどうか判断するために、通称名が社会生活上用いられていることを確認できる書類というものを国が想定しております。

13ページが、国の様式を参考に、さいたま市のオリジナルの様式として作ったものになりますが、手続きが必要となる場合の注意事項などを記載させていただいております。

青木委員 1つよろしいでしょうか。

議長 どうぞ。

青木委員 医師の診断書等とありますが、この医師の診断書は専門的な病院の医師の診断書という意味ですか。診断書を書いてもらうために、医師だったら誰でもいいというわけではないですね。

実施機関 何科の医師という決まりはありませんが、医師が発行した診断書が必要になります。

青木委員 それともう一つ、診断書等と書いてあるのですが、「等」ということは診断書のほかにまだ何かあるのですか。

実施機関 通常であれば、診断書になるかと思いますが、医師の診断で性同一性障害であることがわかる書類であれば構わないので、意見書などの別のものでも構わないかと思えます。こちらとしては、自己申告ということでは判断できませんので、医師が診断したということがわかる書類を持ってきていただきたいです。

議長 診断書は専門的な内容なので、何が書いてあるかよくわからない場合は、意見書などをもらうことはあるでしょうね。

青木委員 わかりました。

谷崎委員 本名と通称名の両方が併記されるということであれば、もし銀行の口座を開くときなどにマイナンバーの通知書と、プラス免許証か保険証の写しとよく言われると思うのですけれども、そういう上での混乱はないということでもいいですか。

実施機関 あくまでも保険証の名称のところを変えるというだけのものでございますので、やはり多少の混乱は生じてしまうのではないかと思います。実際に、先ほど国民健康保険証の実績で申し上げましたとおり、やはり名称を変えたい方というのは、戸籍のほうから変えていくのかと思います。ですから、戸籍が変わるまでの間、少しでも早く保険証に通称名を表記したいということなのかと思います。ですので、実績として2件あったのですが、いずれ戸籍が変わって、戸籍が変わってしまえば、住民票なども全て変わってしまいますから、通常は問題ないと思います。

青木委員 戸籍が変わるとするのは、相当時間がかかるのですね。

実施機関 家庭裁判所に対して、同じように診断書ですとか社会生活上通称名を使っているということがわかる書類などを添えて申し立てをして認めてもらうということになりますので、それまでの間に時間がかかりますので、手続をされているのだと思います。

議長 他によろしいですか。

野辺委員 私の交友範囲の中には性同一性障害で日常生活を送っている方がいないのでちょっと理解できない面もあるのですけれども、本名のほかに通称名を使うことがごく一般的なのでしょうか。あるいは、通称名など必要なく、性同一性障害であるということ公にしている方でも、本名で通していらっしゃる方のほうが多いのかどうか、その辺の実情はどうなっているのでしょうか。

実施機関 やはり、そういった方からの申し立てがあって、国で検討した上で、必要に迫られて措置したということですから、その中で社会生活上通称名を使っていることがわかる書類という話も出てきているところからすると、そういった方は通称名を日常生活で使われており、その中で保険証などは本名で出てきてしまうため、手続をして通称名の保険証に表記するということだと思います。また、戸籍を変えるという手続もありますから、本当に変えたい方は、戸籍を変えるということになるのだと思います。

野辺委員 それはここ数年の動きなのでしょうか。さいたま市では今のところ2名の届け出があったということですが、ほかの自治体でもこういう情報がだんだん増えてきたとか、そういう実情はどうなっているのでしょうか。

実施機関 この通知が出てから、他市の実際の件数は聞いていないのですが、この通知が出た後に埼玉県に確認したところ、通知が発出された当時は、いろいろな市町村から問い合わせが来ていたという状況のようです。ただ、さいたま市の国保でいますと27万人いるうちのお二人という状況ですから、他市にしてもかなり少ない事例ではないのかと思

います。

また、今回は通称名表記なのですがけれども、それ以前のこととしては、平成24年9月に保険証の性別表記は裏面に記載するというのをいたしました。

野辺委員 どちらにしても、まだ少数派と言われるのかもしれないのですが、そういう人たちが生きやすい社会になったほうがいいと思いますので、行政が柔軟に対応していただけるのいいと思います。

議長 そのほか何かございますか。これは聞いておかなければいけないことなのだと思いますが、実際に2人いたということは、2人分の情報を収集してしまったということですよ。そのようになった事情はどういうことになりますか。

実施機関 国から通知が出たことによって、国民健康保険としては通知に基づいて収集しなくてはいけないと思っていたところなのですが、このたび、個人情報保護条例が改正されて、要配慮個人情報は原則収集してはならないという話がありました。以前は診断書を預かるという状態にはしていたのですが、そこから、預かりはせずにその場で確認するという運用に一度切りかえておりました。ただ、65歳以上の被保険者は介護保険の被保険者にもなりますので、国保は診断書を預からない、介護は預かるという運用になりますと、市としての考えがずれてしまうことから、このたび、庁内で調整を行いまして、正式に要配慮個人情報を取り扱うこととしてご審議いただくことになりました。

議長 そういう事情があるということでございます。

ほかにご意見ございますか。

〔発言する人なし〕

議長 そうしますと、要件であります公益上特に必要があるということで、この要配慮個人情報の収集については認めるということでよろしいですか。

各委員 はい。

議長 では、そのようにいたしますので、どうぞよろしく申し上げます。ご苦労さまでした。

〔実施機関（国民健康保険課、介護保険課）退室〕

報告事項

（1）個人情報取扱事務の報告について

議長 それでは次に、報告事項「（1）個人情報取扱事務の報告」を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項といたしまして個人情報取扱事務の報告についてご説明させていただきます。お手元の資料ですと、報告資料の（1）番からお願いしたいと思います。こちらの報告は、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく市長から

本審議会宛ての報告でございます。資料の1番をごらんいただきまして、1ページ目は平成31年3月13日付の市長から本審議会宛ての報告となっております。こちらは平成31年1月1日から2月28日までの間に届け出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書でございます。件数はそれぞれ、開始が18件、変更が25件、廃止が17件でございます。なお、各届出書は5ページから65ページに掲載されているとおりでございます。各届出書の内容の説明につきましては割愛させていただきますが、やはり年度末ということもございまして、次年度に向けた新たな事業ですとか、こちらの届け出いただいている内容についても各メンテナンス、内容の変更があれば変更届を提出していただくような形で庁内に通知をしている関係もありまして、今回の届出件数は多くなっております。

報告は以上です。

議長 例えば職員から個人情報を集めるという事務も入っていますか。

事務局 はい。

議長 消防職員の制服の貸与や、職員証を作成する事務も対象になっていますね。

事務局 さいたま市の場合は、旧市の時代からこういう取扱事務という形で個人情報を集める場合は届け出をいただいています。これは、個人情報は目的を明確にして、何のために収集しているかということをはっきりと明らかなにしてから収集しなければいけないという原則に基づいているのですが、そこにおいては、さいたま市の場合は、市の職員についても個人情報という中で特段区別をしておりませんので、市の職員の情報を集めるときでも、やはり取扱事務の届出をいただいている状況でございます。

ただ、他都市においては、条例上で、ただし書きで職員の服務管理等々に関する職員の情報を集める場合は、これを適用しないという形で、条例で明確に適用除外をしている団体もあるのですけれども、さいたま市においては従前から収集しているということと、解釈だけでそこを除外してしまってよいかという判断がつかかねるところがありまして、現状、職員の個人情報を収集する場合においても人事担当課から届出をいただいている状況です。

報告事項

(2) 平成29年度 情報公開・個人情報保護制度運用状況について

議長 それでは、次の報告事項のご説明を続けていただいてもよろしいですか。

事務局 では、続きまして本支配布いたしました「情報公開・個人情報保護制度運用状況 平成29年度版」について説明をいたします。

こちらの制度運用状況は、さいたま市情報公開条例第27条及びさいたま市個人情報保護条例第43条に基づき、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用を確保す

るため、各制度の実施状況を公表することを目的として、毎年度冊子を作成し、さいたま市のホームページでもデータを公表しているものでございます。

冊子の内容につきましては、情報公開制度、個人情報保護制度、情報公開・個人情報保護審査会、情報公開・個人情報保護審議会、それから会議公開制度と大きく分けて5つの制度で構成をされております。

それでは、内容について順番に説明をさせていただきます。まず冊子の1ページをごらんください。こちらは情報公開制度のあらましについての記載となっております。

続きまして、4ページ目をごらんください。こちらは具体的な情報公開開示請求の件数等についての説明となっております。平成29年度の請求件数は表の1-1にありますとおり、1,148件となっております。そこから請求取り下げなどを差し引いた件数が処理件数となっております1,113件となっております。

参考までに平成30年度の請求件数につきましては、平成31年の2月末現在で675件となっております。

次に、表1-2は実施機関別の処理件数の一覧となっております。

続きまして、次の5ページ目からは行政情報開示の実施状況の一覧となっております。表には順番に受付番号、請求受付日、担当部局、担当課、開示請求に係る行政情報の名称または内容、実施機関が特定した行政情報の名称、決定日、決定の内容、不開示部分、不開示情報区分が記載され、各開示請求の内容及び処理結果についての概要を載せております。

続きまして、73ページをごらんください。73ページ以降は、行政情報の開示請求に係る不服申し立ての状況になります。行政情報の開示、一部開示または不開示決定があった場合、行政不服審査法に基づき不服申し立てをすることができますが、平成29年度の不服申し立ては全部で118件ございました。不服申し立ての内容につきましては、表の1-4に概要が記載されております。

続きまして個人情報保護制度についての説明をいたします。83ページをごらんください。こちらは個人情報保護制度のあらましについての記載となっております。

続きまして、87ページをごらんください。こちらは具体的な個人情報の開示請求の件数等となっております。平成29年度の個人情報開示請求は、開示請求件数が324件、処理件数が319件となっております。それから削除請求の件数が1件、そのほかの訂正請求等については請求がございませんでしたので、0件となっております。参考までに平成30年度の件数は、平成31年2月末現在で開示請求が386件、そのほかの訂正請求及び削除請求などはございませんでしたので、0件となっております。

次の88ページからは、各開示請求の内容及び処理結果についての概要を載せており

ます。

続きまして、104ページをごらんください。104ページは個人情報開示決定に係る不服申し立ての状況が載っております。不服申し立ての内容につきましては、表2-5に概要が記載されております。

続きまして、105ページをごらんください。こちらが情報公開・個人情報保護審査会についての説明となっております。上から審査会の概要、委員の一覧、それから開催状況について載せておりまして、107ページの表3-3は諮問内容の一覧となっております。

109ページから173ページまでは各諮問に対する答申書が掲載をされております。

続きまして、175ページをごらんください。こちらは情報公開・個人情報保護審議会についての説明となっております。審議会の概要、それから平成29年度時点での委員の一覧が載っております。

続きまして、176ページは平成29年度の審議会の開催状況となっております

次に、177ページから208ページまでは各審議内容についての答申書を載せております。

続きまして、209ページをごらんください。こちらは会議の公開制度についての説明となっております。こちらの会議公開制度は、市民等に対し附属機関や協議会等の会議を開催することにより、透明かつ公正な会議の運営を図る制度となっております、下の表の5-1のとおり全部で498の会議が開催され、271人の傍聴者がありました。

次に、210ページからは附属機関、協議会等の会議別の開催状況の一覧となっております。

以上、簡単ではございますが、平成29年度の制度運用状況についての説明を終わりにいたします。

議長 ご苦労さまでした。

何かご質問とかお気づきになった点でも結構でございますが。

相変わらず一部の特定の人からの審査請求は多いのですか。

事務局 そうですね。

藤巻委員 87ページの説明のところで、削除請求というのがありましたよね。これは何なのですか。

議長 収集した個人情報の削除を求めるものですよね。

藤巻委員 その請求があって、削除するということなのですか。

事務局 請求はありましたが、削除はしないという決定をしました。

議長 開示請求はどここの区役所でもできるのですか。

事務局 できます。

議長 そこに文書あるかないかは別としても、できるようになっているのですね。

事務局 そうです。

議長 市役所の任用試験では試験の点数を教えてくださいというものもありますが、そういうものは、どこでカウントされているのですか。

事務局 試験の成績開示は別に実施してまして、例えば人事委員会が実施する採用試験でしたら、人事委員会の試験を受けた方についてあらかじめ申し出をしていただければ、得点ですとか順位は不合格者に通知するという制度としてはありますが、それを超えて、具体的に答案がどうだったかとかということになりますと、個人情報の開示請求ということで、個人情報保護条例にのっとった形の請求になるかと思えます。

議長 一部は開示請求の手続がなされるところがあるということですね。

事務局 そうです。情報提供などはそれぞれの所管課で実施してまして、開示請求のところには出てこないということになります。個人情報の開示請求でいきますと、最近すごく多くなっていますが、介護保険施設に入所する際の必要書類として介護認定調査票というものがあまして、そういったものを個人情報開示請求制度で請求されるというのが今年度の全体の請求件数のうちの6割近くとなっております。

野辺委員 介護の判定結果に何か疑問があるとか不服があるので請求するということですか。

事務局 どちらかというと、ご家族の中に介護施設に入所されている方や、介護されているご家族の方が、例えば新たに施設に入所する際に施設から、この方が認定された介護の度合いはどれほどでしょうかという形で、入所の際に必要な書類として求められるようなのです。ですので、本来的な個人情報の開示請求は自己情報のコントロールというような意味合いのものなのですが、それとは趣旨が外れてしまい、あくまでも入所する際の添付資料として欲しいというところで、介護保険の窓口でも開示請求制度をご案内しているケースが多いようです。個人情報開示請求件数は、平成29年度が300件ぐらい、今年度もそれぐらい件数があるのですけれども、そのほとんどがいわゆる自己情報をコントロールするというものではなく、添付書類が欲しいというような請求です。不服があるから請求するということでは特にございません。

議長 児童相談所で、お子さんを保護した場合の親からの請求はあるでしょう。

事務局 あります。未成年の法定代理人からの請求という形で、例えば児童相談所の関係や、どこに保護されているかというような請求もございます。

議長 他にございますか。よろしいでしょうか。年度末に特に申し上げたいことがあれば、

おっしゃってください。

〔発言する人なし〕

では、よろしいでしょうか。

3 その他

事務局 ご審議ありがとうございました。来年度の当審議会の開催日程をお配りしておりますので、確認を再度させていただきたいのですが、平成31年度の最初の情報公開・個人情報保護審議会開催日程表ということで配布しております。前回は日程案をお配りしましたが、今回、開催の会場を入れて改めて配布しておりますので、確認をお願いします。こちらの日程でよろしいでしょうか。

議長 よろしいでしょうか。

各委員 はい。

事務局 では、この日程で開催させていただくことにしたいと思います。

 今回の審議会は5月22日の水曜日、午後1時30分から予定しております。開催通知につきましては、また改めて事務局から送付させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

 事務局からは以上です。

議長 どうもご苦労さまでした。